

丹波篠山市介護保険条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和 7 年度税制改正において給与所得控除の最低保障額が 55 万円から 65 万円へ 10 万円の引き上げが行われました。

一方で、介護保険制度は 3 年ごとの事業計画で保険料収入を見込んで事業運営を行っています。介護保険料は、市町村民税の課税状況や合計所得金額等を算定基準としているため、今回の税制改正により介護保険料収入が減少し、現在の第 9 期介護保険事業計画（令和 6～8 年度）において、保険料収入不足により事業運営に支障が出る事態を避けるため、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）の規定について、税制改正の影響を受けないようにする一部改正が行われ、令和 8 年 1 月 23 日に公布されました。このため、国の施行令改正にあわせて、市介護保険条例の一部改正を行います。

2 改正の概要

- (1) 令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例（附則第 10 条関係）

税制改正の影響がある方について、令和 8 年度分の保険料率を算定するための合計所得金額を税制改正前の額と同額とするための算定方法の特例を定めます。

- (2) 令和 8 年度の保険料率の算定に関する基準の特例（附則第 11 条関係）

税制改正の影響がある世帯について、令和 8 年度分の世帯の課税・非課税について、税制改正前と同じ判定とするための特例を定めます。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

丹波篠山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援の強化施策に対する安定した財源確保のため、全世代・全経済主体が子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料から徴収する「子ども・子育て支援金制度」が、令和8年度から創設されます。

2 改正の概要

地方税法の改正に伴い、新たに「子ども・子育て支援納付金」に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額及び18歳以上被保険者均等割額を定めるものです。「子ども・子育て支援納付金」においても、低所得者に対する7割、5割、2割の軽減措置や未就学児（6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）や産前産後期間に係る減額は、同様に規定されます。

また、子ども・子育て支援金納付金は、少子化対策に係ることを鑑み、子どもがいる世帯の賦課額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る均等割額を10割軽減します。この18歳未満被保険者の均等割額から公費軽減額を控除した額を18歳以上被保険者均等割額とする措置を講ずることとなります。

「子ども・子育て支援納付金」に係る国民健康保険税率は、県から示された標準保険料率と同税率としています。

○子ども・子育て支援納付金課税額

(1) 国民健康保険税率（兵庫県標準保険料率）

所得割率	均等割額	18歳以上均等割額	平等割額
0.29%	1,279円	76円	824円

(2) 国民健康保険税の軽減額

区 分	7割軽減	5割軽減	2割軽減
均等割額	896円	640円	256円
18歳以上均等割額	54円	38円	16円
平等割額	577円	412円	165円

(3) 子ども（未就学児）に係る均等割の軽減額

(均等割額の1/2の軽減措置)

軽減なし	7割軽減	5割軽減	2割軽減
640円	192円	320円	512円

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第49号説明資料

令和7年度丹波篠山市一般会計補正予算（第15号）説明資料（明許繰越費の補正）

	事業名	金額（千円）	繰越内容	繰越理由		完成（完了）予定日
1	物価高騰対応重点支援給付金事業	59,833	物価高騰対応重点支援給付金事務委託料	事業進捗によるもの	3月下旬までの出生、転入者に係る申請及び支給が4月以降になるため	令和8年5月31日
2	おいでよささっ子遊具設置事業	4,500	おいでよささっ子遊具設置工事	事業進捗によるもの	実施地区において遊具選定に日数を要したため	令和8年4月30日
3	物価高対応子育て応援手当支給事業	19,300	物価高対応子育て応援手当	事業進捗によるもの	給付システムの導入に時間を要したため	令和8年6月30日
4	城東こども園整備事業	161,674	城東こども園新設工事	事業進捗によるもの	周辺環境について近隣住民への説明会を実施したことにより、不測の日数を要したため	令和9年3月1日
5	上水道施設費	38,800	水道事業会計への繰出金	事業進捗によるもの	浄水施設照明器具取替工事において、現場調査に不測の日数を要し、工事の年度内完了が困難になったため	令和8年5月31日
					配水管布設替工事において、計画にない地下埋没物の撤去の必要が生じ、不測の日数を要したため	令和8年6月30日
6	地域振興事業(土木)	47,175	大山下茶山線等道路改良工事・用地購入費及び河川等修繕工事	事業進捗によるもの	用地交渉協議などに不測の日数を要しているため	令和8年12月31日
7	市単独土地改良事業	300	農都のまほろば水路生き物調査	事業進捗によるもの	記録的な渇水状況により水路の水量が少量となり、調査が困難となったため	令和8年7月31日

令和7年度丹波篠山市一般会計補正予算（第15号）説明資料（明許繰越費の補正）

	事業名	金額（千円）	繰越内容		繰越理由	完成（完了）予定日
8	商工振興施設管理費	91,384	立杭陶の郷改良工事及び展示棟改修整備業務委託料	事業進捗によるもの	改良工事入札不調により、工期の確保が困難になったため	令和8年4月30日
			立杭陶の郷伝習会館空調改修工事		伝習会館の空調工事に必要な部品の納入が遅れたことにより、工事の年度内完了が困難になったため	令和8年7月31日
9	土木総務費	4,370	福住校区小型除雪機購入	事業進捗によるもの	自治会において機種選定と運用方法について不測の日数を要したため	令和8年6月30日
10	道の駅整備事業	246,771	道の駅整備工事及び監理業務委託料	事業進捗によるもの	現指定管理者や関係機関との協議に不測の日数を要したため	令和9年2月28日
11	道路維持管理費	53,625	市道舗装・側溝等修繕工事	事業進捗によるもの	現場調査等、施工に必要な関係者との協議に日数を要したため	令和8年9月30日
12	国庫補助道路整備事業	5,218	通学路6路線（日置曾地線ほか）安全対策工事	事業進捗によるもの	国からの交付金追加配分の決定に日数を要したため	令和8年9月30日
13	市単独事業	9,000	西町吹上線道路改良工事	事業進捗によるもの	工法について関係自治会との協議に時間を要し、その後設計を変更することとなり不測の日数を要したため	令和8年6月30日
14	橋りょう維持管理費	2,900	住宅橋及び鑿市2号橋橋りょう補修工事	事業進捗によるもの	関係自治会などとの協議に不測の日数を要したため	令和8年7月31日

令和7年度丹波篠山市一般会計補正予算（第15号）説明資料（明許繰越費の補正）

	事業名	金額（千円）	繰越内容	繰越理由		完成（完了）予定日
15	ふるさとの川再生事業	5,729	山田川	事業進捗によるもの	工事の施工時期について関係自治会との協議に不測の日数を要したため	令和8年5月31日
16	放置空き家対策事業	4,426	油井地内強制執行補助業務委託料	事業進捗によるもの	工事に伴う騒音や振動などの懸念事項について、関係自治会との協議に不測の日数を要したため	令和8年10月31日
17	学校施設維持管理費	51,152	味間小学校屋内運動場外壁等改修工事	国の補正予算によるもの	国の補正予算により実施するため	令和8年12月31日
18	幼稚園管理費	36,890	今田幼稚園解体撤去及び駐車場整備工事	事業進捗によるもの	解体後の園庭の利用方法について地元との協議に時間を要し、その後設計を変更することとなり、不測の日数を要したため	令和8年4月30日
19	担い手支援事業	1,000	集落農業守り隊応援事業補助金	事業進捗によるもの	全国的な農業機械の在庫不足により、納品に日数を要するため	令和8年5月31日

844,047

丹波篠山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）の定める基準に従い、各市町村が条例で定める額に基づき行うこととなっています。

この度、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第10号）が令和8年2月6日に公布され、非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額並びに扶養に係る補償基礎額の加算額について、所要の改正が行われたため、これに合わせて改定を行います。

2 改正の概要

(1) 非常勤消防団員等の補償基礎額

国の基準改定に伴い、消防団員の各階級の勤務年数に応じた補償基礎額を下記のとおり引き上げます。

別表（第5条関係）補償基礎額表

現行				改正後			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上		10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円	団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円	分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円	部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円

(2) 消防作業従事者等の補償基礎額

国の基準改定に伴い、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円から10,000円に、最高額を14,500円から15,000円に引き上げます。

(3) 扶養に係る補償基礎額の加算額

国の基準改定に伴い、配偶者に係る加算額を廃止し、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の加算額を383円から433円に引き上げます。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和8年4月1日

(2) 経過措置

この条例による改正後の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用します。